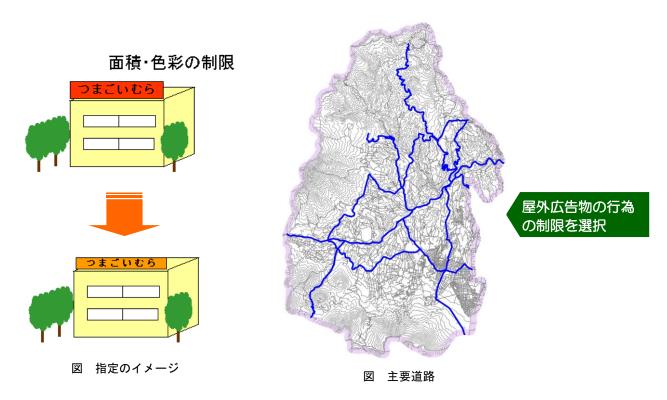
# 6. 良好な景観形成のために必要な事項

## 6-1. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲示する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

主要幹線道路の沿道等に設置されている目を引く広告物は、景観の良否を左右する重要な要素となります。しかしながら、村の既存条例では地域の景観に調和した広告物の設置を図ることが難しくなっています。

景観計画区域全域で群馬県の屋外広告物条例に準拠することとし、今後必要に応じて禁止区域、禁止 物件、許可区域、制限する広告物の基準の設定の追加を検討します。



#### 【参考】群馬県屋外広告物条例

○禁止地域:広告物を表示することは不可(ただし、一定のものは可)

住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区等/史跡、名勝、天然記念物

道路などに接続する地域で知事が指定する区域/官公署、学校、図書館公会堂等の建物・敷地/

駅前広場、古墳、湖沼等の付近で知事が指定する区域

○禁止物件:広告物を表示することは不可

電柱、街灯柱、橋梁、石垣、街路樹、信号機、電話ボックス、煙突など

○許可地域:県内全域(禁止地域を除く)

広告物を表示する場合は、一定のものを除き、許可が必要

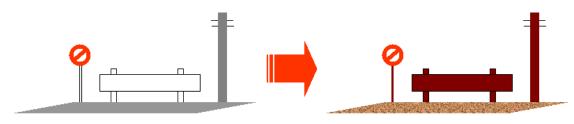
# 6-2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

嬬恋村の景観を特徴づける良好な景観の主要な構成要素となっている、一級河川や国道、パノラマライン等の公共施設について、景観重要公共施設に指定し、景観整備を行います。これらの施設以外で景観上重要な公共施設については、施設管理者の同意を得た上で、順次指定を行います。

また、公共施設においては、景観づくりの模範例を示す役割を担っていることから、先導的な景観整備を図ります。

#### 表 景観重要公共施設

名称	指定範囲(区間)	施設管理者
吾妻川	吾妻川河川区域	群馬県
国道 144 号などの国道	自然公園法(特別保護地区、 ・特別地域除く)除く区間	群馬県
県道大笹北軽井沢線などの		群馬県
県道		
パノラマライン		嬬恋村
浅間・白根火山ルート		民間



色彩・デザイン・素材の工夫

図 指定のイメージ

### 6-3. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

キャベツ栽培は嬬恋村の基幹産業であり、一面に広がるキャベツ畑は村の景観を特徴づけるものとなっています。現在は、農用地指定によって土地利用は守られており、農用地以外への土地利用転換は難しい状況となっていますが、将来的には耕作放棄や適正な維持管理がなされなくなる可能性も考えられることから、現在の営農条件を維持していくことが必要です。

景観と調和のとれた農業基盤整備、現在の営農条件の確保を目的として、必要に応じて景観農業振興 地域整備計画を策定し、より良好な農村景観の形成を図ります。



キャベツ畑の風景の保全



グリーンベルトの整備

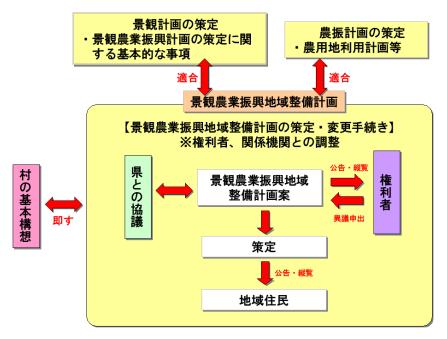


図 景観農業振興地域整備計画策定の流れ

# 6-4. 準景観地区の指定の方針

より積極的に良好な景観形成を誘導することが求められる地区については、準景観地区を指定し、地 区特性に応じた景観形成を図ります。準景観地区に指定することにより、行為の制限の違反に対する変 更命令等、より実効性のある景観形成を図ることができます。

今後、嬬恋村では国立公園区域外に位置する別荘地での導入を検討します。指定にあたっては、住民 や別荘所有者等との合意形成を図った上で、区域の指定やルールの設定を行います。

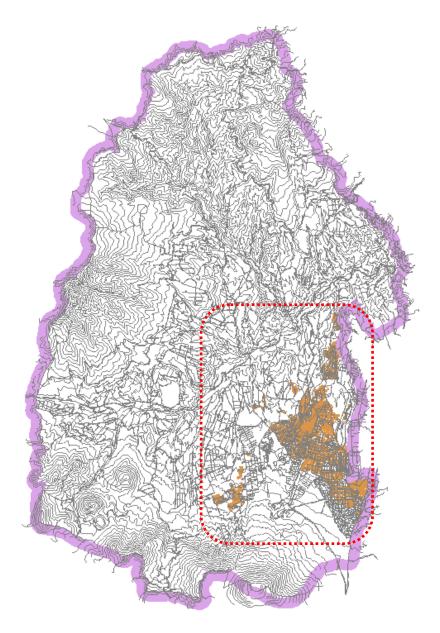


図 準景観地区を指定する地区の案